

# 地域密着型サービス事業所における「運営推進会議」について

## 【認知症対応型共同生活介護・小規模多機能型居宅介護事業所】

### 1. 運営推進会議の目的

運営推進会議は、認知症対応型共同生活介護及び小規模多機能型居宅介護事業者が、利用者、市町村職員、地域の代表者等に対し、提供しているサービス内容等を明らかにすることにより、地域との連携が確保され、かつ地域に開かれたサービスとすることで、次に掲げる（１）～（４）を達成することを主な目的として設置されたものです。

- （１）事業所運営の透明性を確保すること
- （２）サービスの質の確保、向上すること
- （３）事業所による利用者の「抱え込み」を防止すること
- （４）地域との連携を図り、地域交流等の体制を築くこと

### 2. 運営推進会議開催の根拠

川西町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年条例第6号）第108条及び第128条において、第59条の17の準用を規定しています。

#### ▼ 関係条文抜粋

<小規模多機能型居宅介護>

（準用）

第108条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第40条、第41条、第59条の11、第59条の13、第59条の16及び第59条の17の規定は、指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第100条に規定する重要事項に関する規程をいう。第34条において同じ。）」と、同項及び第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第5章第4節」と、第59条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。

<認知症対応型居宅介護>

(準用)

第128条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第34条から第36条まで、第38条、第40条、第41条、第59条の11、第59条の16、**第59条の17第1項から第4項まで**、第99条、第102条及び第104条の規定は、**指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。**この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第122条に規定する重要事項に関する規程をいう。第34条において同じ。)」と、同項及び第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と、**第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と**、第99条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第102条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

(地域との連携)

**第59条の17** 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定地域密着型通所介護事業所が所在する町の職員、町の職員(指定地域密着型通所介護事業所が町の区域外に所在する場合は、その所在する市町村の職員)又は当該指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会(以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

4・5 略

### 3. 運営推進会議の構成員について

会議の構成員については、下表のとおりです。

原則としてそれぞれの構成員から最低1名の構成員を選任していただく必要があります。なるべく、様々な立場の方々から助言・意見が得られるように選任してください。

なお、管理者や従業員など、「事業所の関係者」は構成員ではありません。会議において活動状況を報告し、評価・要望・助言等を受け、記録する立場で参加していただくことになります。（開催にあたっての事前準備（日程調整、資料の作成など）や当日の会議運営（進行・説明など）も事業所が行ってください。）

#### ▼ 運営推進会議の構成員

構 成 員	内 容
利用者及び利用者の家族	出席依頼の際には、単に依頼文書を配布するだけではなく、直接会議の趣旨を説明したうえで出席依頼するなど、なるべく多くの方に参加してもらえよう努めてください。 新規利用者については、利用開始前に重要事項説明書と併せて説明しましょう。
地域住民の代表者	「自治会等の地域団体の代表者や役員」、「老人クラブの代表者」、「民生委員」などが考えられます。
市町村又は地域包括支援センターの職員	日程調整等については、各担当者へご相談ください。
地域密着型サービスについて知見を有する者	「高齢者福祉や介護保険制度等に関する学識経験者」、「社会福祉士・介護福祉士・介護支援専門員等の高齢者福祉・介護に係る資格を有する者」、「地域の医療関係者（医師、看護師、保健師等）」「介護保険に係る他事業所の職員」などで、客観的かつ専門的な立場から意見を述べるができる者を選任してください。 公平性・客観性を高めるため、事業所関係者（当該事業所、同一法人等）でない者を充てるよう努めてください。

#### 4. 会議の開催頻度（時期）

おおむね2ヶ月に1回以上開催することとなっています。

事前に各委員の予定を確認し、できるだけ多くの委員が参加できる日時を決定してください。

#### 5. 会議の開催場所

会議の出席者が事業所の雰囲気やサービス提供の様子を把握しやすいよう、事業所において開催することが望ましいと考えます。

なお、サービス提供中の場所を使用せず、会議室や多目的スペースなどを活用してください。

#### 6. 会議の内容

運営推進会議について、「活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く」ことが義務付けられています。

活動状況の報告については、会議の構成員が理解できないような事項はなるべく避け、様々な意見を引き出せるような内容となるよう工夫してください。（事前に、会議の構成員に意見等を募集しておくこともお勧めです。）

また、会議の場においては、出席者が「要望」や「助言」などについて気軽に発言できるような環境づくりに努めてください。

#### 7. 記録（議事録）の作成

指定基準において、活動状況の報告内容、評価、要望、助言等についての記録の作成が義務付けられています。

記録は、作成日から5年間保存してください。

#### 8. 記録の公表

指定基準において、7の記録の公表が義務付けられています。

下記方法等により公表してください。

- ・事業所の玄関など、訪問者が見やすいところに掲示する。
- ・事業所のホームページに掲載する。
- ・会報などにより、利用者宅、地域団体、会議出席者その他関係者へ配布する。

なお、公表にあたっては、個人情報の取扱いに充分ご注意ください。

## 【 運営推進会議の開催にあたって 】

運営推進会議の目的は、事業所の運営を透明性のあるものにし、サービスの質の向上を目指すことにあります。サービスは日々提供されるものであり、継続的、日常的な取り組みが不可欠です。そのうえで、事業所の外から助言等を得ることで、管理者、介護職員の気づきのきっかけになったり、事業所運営への反映や活用等が可能となります。

地域密着型サービスは、「地域の中で暮らし続ける」ことを支援するサービスです。

事業所は、地域の一員として良好な関係を築きつつ、提供するサービスが地域住民のニーズに合った地域資源となっていることを確認したり、サービス利用者がどのような地域生活を望み、これからサービスを利用するかもしれない地域住民が事業所に何を期待しているか等々を知る機会を得ることは重要です。

運営推進会議を、単なる基準上の義務として捉えると、業務上の負担でしかありません。しかし、地域住民の方々の意見を聴き、交流を深めることは地域における信頼や知名度の向上につながります。また、様々な立場の方々の違った視点から意見や助言を得ることで、事業所の課題やサービス改善・向上のための新たな気づきを得て、事業所（従業員）の能力を高めるきっかけにもつながります。

運営推進会議は、事業所と地域をつなぐツールとして、事業所が提供するサービスを地域の関係者ととともに育てていくことを応援する仕組みにもなり得ます。

貴重な機会を、最大限有効に活用していただきますようお願いします。

川西町長寿介護課

〒636-0202

奈良県磯城郡川西町大字結崎 28 番地の 1

TEL 0745-44-2635

FAX 0745-44-4780